

固定資産相続人代表者指定（変更）届兼現所有者申告書

令和 年 月 日

始良市長殿

届出人 住所
氏名
電話番号

地方税法第9条の2第1項の規定による、被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者並びに地方税法第343条第2項の規定による固定資産を現に所有する者として、始良市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を下記のとおり届け出ます。また、相続登記が完了するまでの間、この代表者を「現所有者」の代表とすることを併せて申告します。

なお、代表者の指定（変更）については相続人全員の同意を得ておりますので、この届出による当事者間の問題が発生しても市には一切関係ありませんので申し添えます。

1 被相続人（死亡された方）

フリガナ 氏名	死亡年月日	生年月日

2 相続人（現所有者）代表者（納税通知書等受取人）

フリガナ 氏名	被相続人との続柄	住所	電話番号
		<input type="checkbox"/> 届出人住所と同じ	<input type="checkbox"/> 届出人番号と同じ

3 代表者以外の相続人（現所有者）

氏名	被相続人との続柄	住所

※代表者変更の場合のみ記入してください。

4 変更前の代表者

フリガナ 氏名	住所	電話番号

※ この届出は、相続登記が行われるまでの間の納税通知書等の送付先を確認するための届出であり、相続手続きや相続税とは一切関係ありません。なお、不動産登記の名義変更は、別途法務局での手続きが必要です。

※ 届出人の本人確認が必要になります（郵送の場合は、身分証明書（免許証等）の写しを添付ください。）。

【地方税法抜粋】

第9条の2第1項

納税者又は特別徴収義務者においては、相続があった場合において、その相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

第343条第1項

固定資産税は、固定資産の所有者に課する。

第343条第2項

前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

第384条の3

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下この条及び第三百八十六条において「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

【始良市税条例抜粋】

第74条の3

現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係又は法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

市役所記載欄

届出人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> その他（ ）
被相続人コード			処理日
代表者コード			処理者
旧代表者コード			入力確認者